2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

R7.8.1長野県環境審議会資料

資料1-1

長野県地球温暖化対策条例改正について
《検討報告》

R7.8.1
長野県環境審議会
建築物における省エネの推進及び
再エネの普及拡大に関する専門委員会

長野県環境審議会への諮問①（令和６年７月29日環境審議会諮問書）

６環政ゼ第112号
令和６年（2024年）７月29日

長野県環境審議会会長　様

長野県知事　阿　部　守　一

建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大のための長野県地球温暖化対策条例の改正について（諮問）

標記について、貴審議会の意見を求めます。

諮問の趣旨

2050ゼロカーボンの達成に向けては、徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大が不可欠であり、2021年度に策定した「長野県ゼロカーボン戦略」において、2030目標として、建物分野においては、「全ての新築建築物のＺＥＨ・ＺＥＢの実現」、再エネ分野においては、「住宅用太陽光22万件」を掲げています。

目標の実現に向け、県では、建物分野において、独自の外皮性能基準等を設定したＺＥＨを上回る高い環境エネルギー性能を有する「信州健康ゼロエネ住宅」を提示し、助成金等により普及を促進するとともに、2022年度に長野県地球温暖化対策条例を改正し、既存の環境エネルギー性能の検討及び再生可能エネルギー設備導入の検討結果の届出対象規模を拡大、省エネ計画概要書による報告・公表制度を創設し、建築主・設計者等の意識の高揚と業界全体の底上げを行っているところです。

また、再エネ分野において、既存住宅エネルギー自立化補助金及びグループパワーチョイス（太陽光発電設備及び蓄電池の共同購入）により住宅用太陽光発電設備の普及を推進しています。

国では、建築物の脱炭素化に向けて、2025年度に建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく現行省エネ基準の適合義務化、また遅くとも2030年度までに、同法に基づく誘導基準への適合率が8割を超えた時点で、省エネ基準をＺＥＨ水準（BEI=0.8及び強化外皮基準）に引上げ・適合義務付け、誘導基準等の更なる引上げを行うとともに、継続的に基準等の見直しを行っていくこととしています。

また、他の地方公共団体においては、一定規模以上の建築物の建築に際し、太陽光発電設備など、再生可能エネルギー設備の設置を義務付け、再生可能エネルギーの普及拡大を促進している事例もあります。

2050ゼロカーボン実現に向けて見据えるのは、今まで以上に快適で利便性の高い社会です。高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及を促すことにより、暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を目指しています。

このため、脱炭素化を一層促進する実行性のある取組が必要であることから、国等の動向も踏まえ、「国のＺＥＨ水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のＺＥＨ水準適合義務化」及び「建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化」について貴審議会の意見を求めます。

長野県環境審議会への諮問②（令和６年７月29日環境審議会資料）

建築物における省エネの推進及び再エネの普及拡大のための長野県地球温暖化対策条例の改正について

ゼロカーボン推進室
建築住宅課

1　趣　旨

○　2050ゼロカーボンの達成に向けては、徹底的な省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大が不可欠であり、「長野県ゼロカーボン戦略」における建物分野及び再エネ分野の2030年度の目標は次のとおり。
・全ての新築建築物のＺＥＨ・ＺＥＢ※の実現
・住宅用太陽光22万件

○　2050ゼロカーボン実現に向けて見据えるのは、今まで以上に快適で利便性の高い社会。高い環境エネルギー性能を有し、再生可能エネルギー設備を備えた建築物の普及を促すことにより、暮らしの質の向上と持続可能な脱炭素社会の実現を目指す。

○　このため、脱炭素化を一層促進する実行性のある取組が必要であることから、国等の動向も踏まえ、次の２点について長野県地球温暖化対策条例の改正を検討したい。
・国のＺＥＨ水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のＺＥＨ水準適合義務化
・建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化
※ ZEH:「Net Zero Energy House」、ZEB:「Net Zero Energy Building」の略称。
(省エネ+創エネにより建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする建物のこと)

2　検討内容

（１）新築住宅のＺＥＨ水準適合義務化について
・早期義務化の必要性及び内容　等
＜参考＞脱炭素社会に向けた住宅における省エネ対策等の国の動向
2025年4月1日　現行省エネ基準の適合義務　→遅くとも2030年度ZEH基準の適合義務化（新築住宅のZEH基準適合率8割達成時）

（２）建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化について
・義務化の必要性及び内容　等

3　検討体制（案）

本事案について専門の事項を調査、検討するため、長野県環境審議会に有識者や実務者等から構成される専門委員会を設置したい。

4　今後の予定（案）

令和６年７月29日　長野県環境審議会へ諮問
以降　専門委員会の設置・調査審議　市町村への説明・意見照会　環境審議会へ中間報告
環境審議会へ報告、審議会答申　パブリックコメント
令和７年度中目途　条例案を県議会へ提出（議決後、公布。一定の周知期間を経て施行）

専門委員会・委員名簿

（五十音順･敬称略、◎：委員長、○職務代理者）

委員名	ふりがな	職　名
一由　貴史	いちよし たかし	長野県弁護士会 長野第一法律事務所 弁護士
川島　宏一郎	かわしま こういちろう	公益社団法人長野県建築士会 理事兼建築活動委員会副委員長兼 伝統的建造物研究部会長
佐藤　一利	さとう　かずとし	長野県建設労働組合連合会住宅対策部 執行委員
◎高村　秀紀	たかむら　ひでき	信州大学工学部建築学科 教授
○茅野　恒秀	ちの つねひで	法政大学社会学部 教授
前　　真之	まえ　まさゆき	東京大学大学院工学系研究科 准教授
安江　将道	やすえ　まさみち	公益社団法人長野県宅地建物取引業協会情報提供委員会 情報提供委員長

検討経過

日　程	手続･行事	内容等
R6.7.29	長野県環境審議会へ諮問	
9.18	**第１回専門委員会**	**･条例改正について**
11.25	**第２回専門委員会･公聴会**	**･ＺＥＨや再エネ設備の現状や今後の動向等に関する公聴会** **･第１回専門委員会における意見等を踏まえた今後の論点について**
R7.2.3	**第３回専門委員会**	**･条例改正案（たたき台）について**
2.17~3.21	市町村、関係団体等への意見照会	･同上
3.18	**長野県環境審議会へ中間報告**	**･検討状況の報告**
6.4	**第４回専門委員会**	**･第３回専門委員会における意見等と対応の方向性について** **･関係団体等に対する意見照会の実施結果について** **･これまでの議論等を踏まえた条例改正案について** **･これまでの議論を踏まえた専門委員会としての報告書について**
8.1	**長野県環境審議会へ報告**	

専門委員会
委員からの主なご意見について

	第１回 （R6.9.18）	第２回 （R6.11.25）	第３回 （R7.2.3）	第４回 （R7.6.4）
誘導基準適合義務	・新築住宅の誘導基準適合義務については**大変有意義**。	・**誘導基準適合義務化の時期**については、県内のZEH率が８割となるのを待つのではなく、**明確にした方がよい**。		・ZEH、誘導基準、信州健康ゼロエネ住宅等水準との関係を分かり易く整理してはどうか。
再エネ設備設置義務	・新築建築物への再エネ設備設置は**重要**。 ・**経済的自由権に対する制限**は、規制の目的、内容、制限される自由の性質を比較衡量し、**慎重に決定する必要あり**。	・日照不足地域への配慮は必要 ・共同住宅の場合、採算が取れ なくなる可能性がある。	・義務の**「対象」や「水準」**は、**法的な基準を満たす**。	・**多雪区域**及び**伝統的建造物群保存地区**を一律に義務の対象外としてよいか。
説明義務		・建築主が正しい選択をできるよう**設計者からしっかりとした説明**が**必要。** ※公聴人意見により課題が顕在	・説明方法などを示した**ガイドラインの作成**や**設計者への講習会等**を実施してほしい。	・建築主が説明を受けた証拠を残すべき。

長野県環境審議会
委員からのご意見への対応について

令和６年度第６回環境審議会【 中間報告 】(R7.3.18) での主なご意見

分類	ご意見	対応の方向性（案）
全般	・全体の方向性に異論はないが、人手不足の中、省エネ適合義務基準強化及び再生可能エネルギー設備の設置を義務付けることにより、工事着工が遅延してしまわないか。	・省エネ適合義務基準強化に伴う作業工種や作業量の増加は限定的であり、工事着工への影響は少ないと考えている。 ・再生可能エネルギー設備の設置は、新築建築物の完工後でも可として考えているため、工事着工が遅延するおそれは少ないと考えている。
	・省エネ適合義務基準強化については、ゼロカーボンに向けて「推進」すべき内容だと感じている。	・県民への周知・説明を十分に行い、ゼロカーボン実現に向け推進してまいりたい。
支援策	・義務化による設置工事費の増加に対して、固定資産税の免除だけでなく税額控除等も必要ではないか。	・幅広く意見を聴きながら具体的な支援策について検討してまいりたい。
義務の水準	・再生可能エネルギー設備の設置義務化については、法律がない状況のため大きな反発を受けるのではないか	・義務化の必要性や妥当性については、これまでの専門委員会において示してきており、今後は、説明会の開催やパブリックコメントなどを活用し、引き続き2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえた目標達成への取り組みについて丁寧に説明していきたい。
	・再生可能エネルギー設備の設置義務は300㎡で線引きをしているが、比較している他の自治体（京都府）と長野県では状況が異なっているのではないか。	・１住宅当たり延べ床面積（長野県：119.48㎡、京都府：85.20㎡　資料「令和５年住宅・土地統計調査」（総務省統計局））は多少開きはあるものの、300㎡未満にも対象を拡大することは経済的自由権に対する過度な制約となるおそれがあるため、現状においては300㎡で線引きをしたい。

参考

	10㎡～300㎡		300㎡以上		計
	非住宅	住宅	非住宅	住宅	
R5新築棟数 （着工に占める割合）	1,100 (10.0%)	9,554 (87.2%)	82 (0.7%)	185 (1.7%)	10,958

関係団体等への意見照会の実施結果について

関係団体等に対する意見照会の実施結果について

意見照会等

照会事項：

1　国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅の適合義務基準強化

▶1-1　国の適合義務基準強化を前倒し、現行誘導基準を義務化することについて
▶1-2　現行誘導基準を義務化する時期について
▶1-3　現行誘導基準を義務化するにあたっての必要な支援策、誘導策について
▶1-4　その他

2　建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化

▶2-1　300㎡以上の新築建築物の建築主に対し再エネ設備設置を義務化することについて
▶2-2　延床面積に応じ２万MJ~20万MJの再エネ設備設置を義務化することについて
▶2-3　建築物の設計者に対し建築主への再エネ設備を導入検討に係る説明義務化について
▶2-4　再エネ設備設置を義務化するに当たっての必要な支援策、誘導策について
▶2-5　その他

募集期間：令和７年２月17日（月）～３月21日（金）

照会先　：**▶建築関係団体**(15)**▶ハウスメーカー／住宅メーカー**(19)**▶経済団体**(4)**▶市町村**(77)

※()は照会先の団体数。なお、照会先の各団体から個人事務所などにさらに照会がされている場合もあり。

照会結果

照会結果：49者より回答あり。

12ページから20ページまでの意見件数欄に記載の凡例：建築＝建築関係団体、ハウスメーカー／住宅メーカー＝ハウス

※ハウスメーカ/住宅メーカに含まれない建設会社や設計会社は建築築関係団体に算入。

1-1　国の適合義務基準強化を前倒し、現行誘導基準を義務化することについて

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全　般	**13件** 建築　：5 ハウス　：4 市町村　：4	・2050年までは残り25年しか残っておらず、**国の適合基準を待つことは賢明ではない**。 ・長野県が率先して**適合義務基準強化を前倒しする事は非常に有意義**である。	・県としては2050ゼロカーボンの実現に向けては、できるだけ早期に適合義務基準を強化し、住宅分野におけるCO２排出量削減を行う必要があると考えている。
支援策	**10件** 建築　：8 市町村　：2	・明確な**費用対効果を踏まえた上で補助金などを考慮**することが必要。 ・事業者や建築主に対する**技術・コスト面の負担が増加**することが懸念される。特に、**中小工務店にとっては設計・施工の対応が難しくなる可能性**がある。	・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知するとともに、国の補助金制度と県の助成金制度の両輪で誘導基準以上の住宅への支援を実施していきたい。 ・関係団体等とも連携して、県内工務店・設計者の技術力向上に対する支援を実施していきたい。
義務化の必要性	**8件** 建築　：4 ハウス　：1 市町村　：3	・国が2030年に義務化する方針を示す中で、２年前倒しすることの必要性について、**県民に理解を求める必要**がある。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施していきたい。
制度周知	**5件** 建築　：1 市町村　：4	・国よりも長野県が基準強化を前倒しする**意図や理由が周知されていない**。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい ・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施していきたい。 ・効果的な広報周知の方法も併せて検討していきたい。
その他 **（意見なしを含む）**	**13件** 建築　：3 ハウス　：2 市町村　：8	・ZEH水準への引き上げは建設コストの上昇に直結するため、購入控えが進み**住宅市場の冷え込みを懸念**。 ・国の適合義務基準強化案の内容が変わることがないのか懸念される。	・イニシャルコストが光熱費の削減等により回収できる点などの費用対効果を十分に周知していきたい。 ・国の検討状況の確認や情報収集を継続的に実施していきたい。

1-2　現行誘導基準を義務化する時期について

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
適　切	**18件** 建築　：9 ハウス　：4 市町村　：5	・**公布より２年の猶予は、十分な周知期間**である。 ・2年前倒しすることは**施主にとって有益**である。	－
時期が早い	**12件** 建築　：7 ハウス　：2 市町村　：3	・**国の義務化と同時期**でよい。 ・物価上昇のなか、このタイミングですぐに生活に必須ではないことを施策や地球規模のために、**前倒しし義務化することに疑念を抱く**。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、できるだけ早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、前倒して適合義務基準を強化していくことを検討してまいりたい。 ・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等へ、基準強化の必要性や利点について分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
時期が遅い	**1件** 建築　：1	・長野県が掲げる目標「二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を2030 年度に６割減」を達成するためには、**一日も早い**現行誘導基準以上の**義務化が必要**である。	－
その他 **（意見なしを含む）**	**18件** 建築　：4 ハウス　：1 市町村　：13	・**経済動向等を見て、時期を検討すること**。	・県内の経済動向や新築着工戸数等を注視し、必要な対応を検討していきたい。
		・工務店やハウスメーカーへのヒアリングを行い、**実情に合った周知期間設定**が望ましい。	・定期的に建築関係団体とも意見交換等を実施し県内の状況把握に努めたい。
		・3・4地域においては時期の前倒しは問題ないが、**2地域においては従来の義務化の時期**とし、断熱性能の向上について検討する期間を確保したい。	・2050ゼロカーボンの実現に向け、建築物は建築後に長期間にわたって使用されることから、地域を限定するのではなく、全地域において早期に高い断熱性や省エネ性能を有した住宅の普及を図る必要があるため、地域区分ごとに義務基準強化の時期を分けることは考えていない。

1-3　現行誘導基準を義務化するにあたっての必要な支援策、誘導策について

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
費用的支援	**20件** 建築　：10 ハウス　：4 市町村：6	・**補助金・助成金制度の拡充**による負担軽減が必要。 ・**金利優遇策などの支援策**も必要。	・国の補助金制度と県の助成金制度の両輪で誘導基準以上の住宅への支援を実施していきたい。 ・金融機関と連携して金利優遇などの支援策を協議・検討していきたい。
技術的支援	**2件** 建築　：1 ハウス　：1	・中小工務店・設計事務所向けの**技術研修・サポート**が必要。 ・**家を作る側に技術やノウハウ**が無ければ、定められた省エネ適合義務基準を満たすことは出来ない。	・関係団体等とも連携して、県内工務店・設計者の技術力向上に対する支援を実施していきたい。
制度周知	**6件** 建築　：2 市町村　：4	・建築主の負担増のイメージが強いので、**メリットや補助の説明をすべき。**	・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施していきたい。 ・効果的な広報周知の方法も併せて検討していきたい。
その他 **（意見なしを含む）**	**21件** 建築　：8 ハウス　：2 市町村：11	・補助金等も重要だが、**すでにＺＥＨ水準を選択して新築した県民との公平性を考慮**すると、安易に新たな補助金創設や既存補助金の嵩上げによる支援は**不公平感が残る**。	－

1-4　その他

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全　般	**6件** 建築　：5 市町村：1	・国に先駆けて寒い信州での取り組みは、**<u>他県に対してもいい刺激</u>**になる。	・他の地方公共団体等とも積極的に情報交換等をしていきたい。
制度周知	**2件** 建築　：2	**<u>・建築主への啓蒙と理解がまず必要</u>**なので、行政が建築主へ十分説明・周知を図ってほしい。	・県民に理解が得られるよう、様々な場で必要性やメリットの説明を丁寧に実施していきたい。 ・効果的な広報周知の方法も併せて検討していきたい。
時　期	**1件** 建築　：1	**<u>・急速な適合基準強化は施工業者、建築主にとってはかなり厳しい</u>**。	・条例改正・公布から準備周知期間として2年程度を確保したうえで、施行を考えている。
その他 （意見なしを含む）	**40件** 建築　：13 ハウス：7 市町村：20	・建築確認申請に時間がかかってしまう事の影響が大きいので、**<u>断熱性能をあげつつ着工が遅れない方法</u>**を考えてほしい。	・誘導基準への適合について、省エネ基準と同様に仕様基準を採用することが可能であることを周知していきたい。

2-1　300㎡以上の新築建築物の建築主に対し再エネ設備設置を義務化することについて

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	4件 建築　：1 ハウス　：2 市町村　：1	・基本的には賛同しますが、**共用部での電力消費が少ない**又は**無い賃貸住宅の場合、発電電気をどう消費するのか**。	・売電による投資回収のシミュレーションでは、共用部での電力消費が少ない又はない共同住宅であっても、投資額を回収できる見込みとなっている。 また、ご指摘の点については、初期投資を要しないオフサイトPPAによっても対応が可能となっている。
義務化の必要性	2件 建築　：1 市町村　：1	・**300㎡以上の住宅・非住宅に再エネ設備導入義務を課した場合**、**2050カーボンニュートラルの目標達成に**、**どの程度の効果があるのか**疑問がある。	・2050ゼロカーボンの実現に向けては、義務対象建築物への再エネ設備の設置は必要と考えている。
義務の対象外	5件 建築　：3 市町村　：2	・**多雪地域**や**狭小地など**、設置が難しいケースに対する**柔軟な対応が必要**	・多雪地域や日照条件が著しく不利な場合等には、義務対象外又は緩和をするよう引き続き検討を進めてまいりたい。
制度周知	4件 建築　：3 市町村　：1	・環境課題の解消に向けた対応は理解できるが、**義務化の説明を明確にすべきで**はないか。	・再エネ設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しており、義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
廃棄	2件 建築　：1 市町村　：1	・太陽光発電設備の**廃棄に関する関係機関等の調整**はされているのか。	・県における適正処理の在り方については国の動向を踏まえながら検討を進めてまいりたい。
支援策	6件 建築　：3 ハウス　：1 市町村　：2	・建築主の経済的負担が大きくなるため、**何らかの支援策は必要**ではないか。	・金融機関等と連携して具体的な支援策について検討してまいりたい。 ・初期費用０円での設置モデルの普及も進めてまいりたい。
他制度との調整	2件 市町村　：2	・敷地も可としているが、自治体によっては野立て太陽光発電設備について自治体独自の対応をしているため、調整が必要ではないか。	・長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したことから、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく適切な運用をしてまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	30件 建築　：10 ハウス　：4 市町村　：16	・建築物における**脱炭素化を一層促進する施策として有効**と見込まれる。 ・今般、地球温暖化が進んでいる中、**早期に検討する事案**であると考える。	－

2-2　延床面積に応じ２万MJ~20万MJの再エネ設備設置を義務化することについて

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	４件 （市町村　：4）	・太陽光がデザイン的に乗せたくない場合もなるので、**義務とするのはやりすぎ**ではないか。	・2050ゼロカーボンの実現に向けては、新築建築物への再エネ設備の設置は必要と考えているが、建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られているなど合理的な理由により設置する再エネ設備のエネルギー量が基準を満たすことができない場合には、義務化の緩和をできないか引き続き検討してまいりたい。なお、再エネ設備設置の義務は300㎡以上の新築建築物を対象としているため、一般的な戸建住宅に対する義務化はおおよそ想定していない。
容量の考え	９件 （建築　：3 ハウス　：2 市町村　：4）	・義務付けるエネルギー量については、**建築物の使用用途を勘案すべき**ではないか。	・先行する他の自治体を参考にするとともに建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にあることから、延床面積を基準に義務付けるエネルギー量を算出する案としている。
義務の対象外	２件 （建築　：2）	・義務化基準**の明確化**と**柔軟な適用**が求められる。	・義務付けるエネルギー量にあっては延床面積に応じ上限と下限を定め、義務対象外にあってはその範囲及びその方法ついて適切な設定ができるよう他の自治体の運用も参考にしながら検討してまいりたい。
制度周知	２件 （建築　：1 ハウス　：1）	・50kw以上で「自家用電気工作物」となっているが、「10kW以上以下」でも手続き、小出力発電設備となり手続き、電気技術者の扱いが変わることが説明されていない。また報告義務が増えることなど丁寧な説明が必要。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	24件 （建築　：7 ハウス　：4 市町村　:13）	・建築規模に応じての設置規模については賛成。 ・建物の規模に応じた再エネ設備とするのは良いと思う。また、エネルギー量も妥当だと思う。	－

2-3　建築物の設計者に対し建築主への再エネ設備の導入検討に係る説明義務化について

分類	意見件数	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	12件 建築　：6 ハウス　：4 市町村　：2	・**説明のタイミング**、設計者が行ったかの**記録を残す**か、それを県等への報告義務については、明確に方針を示していただきたい。 ・導入検討に必要な情報の説明義務など**設計者の負担が大きい**と思われる。	・説明の時期については、建築主の自主的な再エネ設備設置が促進されるよう適切な時期を検討してまいりたい。また、現在は、延床面積300㎡未満の住宅の設計者には建築主から再生可能エネルギー設備の導入の検討を求められたときに検討の内容を説明し、県に報告する義務を課しており、この報告義務を踏まえ検討してまいりたい。 ・2050ゼロカーボンの実現に向け、持続可能な建築物を推進することにより設計者としての価値を高められると考えているため、説明義務については、設計者の理解が得られるよう努めてまいりたい。
説明内容の標準化	8件 建築　：5 ハウス　：1 市町村　：2	・検討内容、及び説明内容の詳細度には**設計者によりバラつき**があり、制度が**実効性に乏しい印象**がある。 ・説明するためにり**コストアップ試算資料が必要**になる。どの様な設備が有るのか、施主様の要望に対応する**資料作成が困難**。	・説明内容の標準化が図れるようガイドラインの作成や講習会の開催を検討してまいりたい。
制度周知	3件 建築　：2 ハウス　：1	・消費者へどれだけ浸透できるのか。**周知方法が重要**ではないか。	・義務化に当たっては、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	27件 建築　：8 ハウス　：2 市町村　：17	・賛成する。検討時に合わせてメリットを説明することで、**事業者の認識も変わってくるのではないか**。 ・広く理解していただき、**選択の機会を設ける**ためにもよいと思う。	－

2-4　再エネ設備設置を義務化するに当たっての必要な支援策、誘導策について

分類	意見件数 （主な提出者）	主なご意見	対応の方向性（案）
経済的支援	23件 建築　:10 ハウス　:2 市町村　:11	・**一定規模以上の再エネ設備を導入**をする場合には**補助をする等のインセンティブ**を検討してはどうか。 ・**住宅建築費や家賃高騰に対応する**使いやすい**補助制度の整備**が望まれる。 ・今後部材が値上げされる可能性を考慮し、**購入や設置に対する補助金制度を充実**して欲しい。	・補助金、ゼロ円モデルの普及、金融機関等との連携による具体的な支援策について検討してまいりたい。
制度周知	4件 建築　:3 ハウス　:1	・建設会社や設計者よりも**建築主に**この義務をどう**周知させるかが重要**だと思う。	・再エネ設備の導入の重要性については、長野県ゼロカーボン戦略などで示しており、義務化に当たっては、その理由や必要性を含め、建築主・設計者及び施工業者等への早期の周知を行うとともに、分かり易く丁寧な説明を行ってまいりたい。
説明内容の標準化	1件 ハウス　:1	・説明者によって伝わり方に差異が生まれないよう**統一様式**が欲しい。	・関係者様の理解に資するよう説明の方法などを示したガイドラインの作成や研修会の開催を検討してまいりたい。
その他 （意見なしを含む）	20件 建築　:7 ハウス　:3 市町村　:10	・「義務化」という言葉ではなくより良い前向きな言葉を使用し、民間をやる気にさせてはどうか。	・「義務化」を前面に出すのではなく、例えば「推進」という言葉を使用することで制度に対する理解を促進してまいりたい。

2-5　その他

	意見件数 （主な提出者）	主なご意見	対応の方向性（案）
全般	7件 建築　：4 ハウス　：1 市町村　：2	・義務化はよいと思うが、**家づくりが高くなってしまい**若い世代が**家を持てない**と思う。 ・**外皮性能の強化が先でその先に再エネがある**ことを考えて制度設計をお願いしたい。	・一般住宅の延床面積が約120㎡であることを勘案し、延床面積300㎡以上の新築建築物に再エネ設備の設置義務がある改正案としており、一般住宅を新築しようとする世代に大きな影響はないと考えている。 ・2050ゼロカーボンの実現のためには両者に優劣はなく可及的速やかに取り組むことが必要であると考えている。
義務の対象外	2件 市町村　：2	・「知事が導入困難と認める場合」については、**都度協議**なのか。いろいろなケースが想定されるため、対象者に混乱が生じないようにする必要がある。	・義務対象外の範囲及びその方法ついては、適切な設定ができるよう先行する他の自治体の運用も参考にしながら検討してまいりたい。
制度周知	3件 建築　：2 市町村　：1	・義務化の必要性や妥当性について県民に対する説明が不足していると思う。もう少し具体的な数値などを並べて、今後必要な事と理解してもらうべきではないか。	・義務化の必要性や妥当性については、これまでの専門委員会において示しており、今後、実施するパブリックコメントなどを通し、引き続き2050ゼロカーボンの実現の重要性などを踏まえた目標達成への取り組みについて丁寧に説明してまいりたい。
支援策	15件 建築　：8 ハウス　：3 市町村　：4	・**蓄電池の導入**を検討することもしてはどうか。 ・電気事業者は不安定な再エネの電力買取において必ずしも受け入れを義務付けているわけでは無い。 ・自家消費できる個人宅であれば購入単価比較でメリットが得られるが、アパートやテナント等の貸付物件の場合は自家消費分が微量であり、売電で得られるメリットは全く無いと言い切れる。	・一括発注することで、通常よりも安い費用で設置できる信州の屋根ソーラーグループパワーチョイスを実施しているところであり、引き続き新築建築物だけでなく既存建築物についても再生可能エネルギーの徹底的な普及に取り組んでまいりたい。 ・出力制御率は少なく、また、出力制御の順番は定められていることから、条例の対象となる設備に係る懸念は概ねないと考えている。 ・ある程度の年数を要するが、売電により投資額を回収できる見込みとなっている。
その他 （意見なしを含む）	21件 建築　：7 ハウス　：3 市町村　：11	・再エネ設置義務化をするのであれば、**野立て太陽光発電設備の管理放置問題等の地域トラブルを解消してから**行ってほしい。	・長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例を施行したことから、引き続き関係機関と連携しながら同条例に基づく適切な運用をしてまりたい。

これまでの議論を踏まえた
専門委員会報告について
【別添】

長野県地球温暖化対策条例改正案（誘導基準適合義務化）

条例改正の趣旨

県民の豊かな住環境の普及とゼロカーボンの実現に向け、
全ての新築住宅の断熱性能とエネルギー消費性能を現行基準よりも高い基準へと国に先駆けて義務付ける

義務の対象

全ての新築住宅※1

※1　住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿

義務化の水準

断熱性能の向上及び高効率な設備機器の導入により、
現行基準よりエネルギー消費量を20%以上削減すること

地域区分※2	2地域 軽井沢町、南佐久郡4村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
断熱等性能 U_A値※3	0.40 (0.46) ※5	0.50 (0.56) ※4	0.60 (0.75) ※4	0.60 (0.87) ※4
一次エネ消費量 BEI※4	0.8 (1.0) ※5			

※2　南北に長く地域によって気候が異なる日本において、住宅の省エネ性能を設計するため1~8に区分
　　指標が小さいほど寒い地域
※3　U_A値：外壁、床、屋根、窓などからの熱の逃げやすさを示す数値で、数値が小さいほど断熱性能が高い
※4　BEI：給湯、暖冷房、照明、換気などの設計一次エネルギー消費量を基準一次エネルギー消費量で除した値で、
　　数値が低いほど省エネ性能が高い
※5（　）は、義務の現行基準である「省エネ基準」の数値

義務化の水準のイメージ

（住宅性能表示基準：**断熱等性能等級５、一次エネルギー消費量等級６**）

断熱性能の向上

外壁や天井などの断熱材の厚みの増（4地域の例:外壁内の断熱材の厚み85㎜→105㎜）
窓に2重又は3重のガラスの入った高断熱サッシの採用など

エネルギー消費性能の向上

給湯にエコキュート・エコジョーズ・エコフィール、冷暖房にエアコン、照明にＬＥＤ照明などの
より高効率な設備機器の導入

説明義務の拡大

環境への負荷の低減の検討に関する説明義務の対象を
「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物」へ拡大
⇒ 再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務と整合

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移

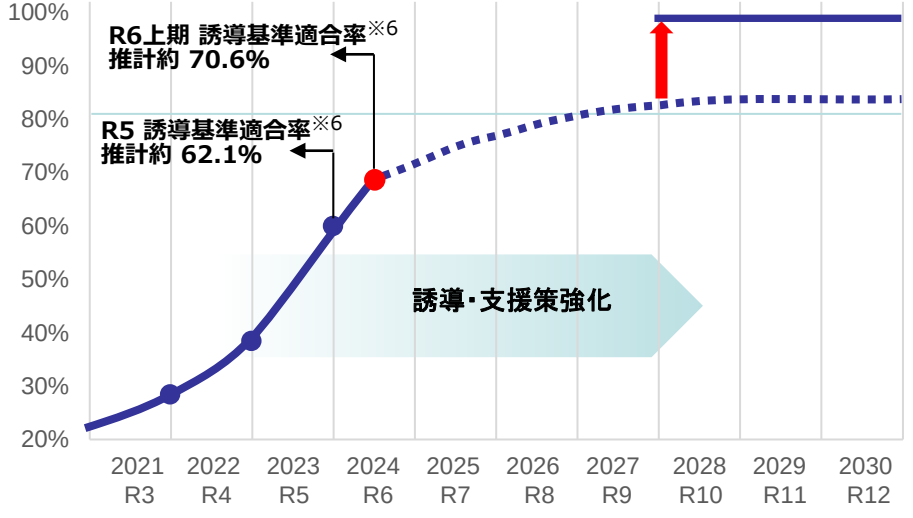

※6　誘導基準適合率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、
　　新設住宅着工統計、建築工事届により推計

並行して行う支援・誘導策

■信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導

※より上位性能への誘導は、誘導基準義務化後も継続

■県内中小工務店の技術力向上に向けた支援の継続

※信州のZEHスタートBOOK等を活用した断熱施工講習会の開催

※断熱施工がよくわかる動画の配信

※窓口での相談対応　等

長野県地球温暖化対策条例改正案（再エネ設備設置推進）

条例改正の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため※1、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※2の導入を義務付ける

※1 生産した再エネを自家消費し、高騰する電気代の負担を軽減

※2 太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備　等

対象

延床面積300㎡以上※3の新築建築物（※3 県内の一般的な住宅の約9割に義務を課さないよう設定）

法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※4

※4 義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	区分	基準（区分は県条例で規定する届出等の区分を適用） 延床面積 10㎡超300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	**再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設）** **建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡超の全ての建築物へ拡大」** ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	**説明義務（強化）** **設計者による説明を義務化** （現行は求めに応じて説明）	**説明義務（新設）** 非住宅と同じ
建築主	非住宅	**再エネ設備の導入検討義務（継続）** **現行の再エネ設備の導入検討義務により導入を促進** ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）	**再エネ設備の導入義務（新設）** **再エネ設備の設置（敷地も可）** **5万MJから50万MJ（太陽光発電の場合約4.5kW～45kW）** （エネルギー量設定の考え） 県内の一般的な住宅に設置されている太陽光発電設備容量の規模から電気技術責任者を設置する必要のない規模までの範囲に限定 **延床面積に応じて逓増（4.1万MJ/年＋30MJ×延床面積）** （合理的な**理由**※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）） ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合 **【義務対象外】** ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域など）等
	住宅		